

## 藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2019 年（令和元年）5 月 15 日（水）  
午後 3 時 00 分  
場 所 藤沢市役所本庁舎 3 階 3 - 3 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
  - (1) 早朝校舎解放についての請願
  - (2) WEB カメラ設置についての請願
- 5 議 事
  - (1) 議案第 2 号 市議会定例会提出議案(藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部改正)に同意することについて
  - (2) 議案第 3 号 藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
  - (3) 議案第 4 号 藤沢市民ギャラリー条例施行規則の一部改正について
  - (4) 議案第 5 号 第 3 期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について
  - (5) 議案第 6 号 第 3 期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について
  - (6) 議案第 7 号 第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について（諮問）
  - (7) 議案第 8 号 令和 2 年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
  - (8) 議案第 9 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
  - (9) 議案第 10 号 令和 2 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
- 6 その他
  - (1) 平成 30 年度「学校生活における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子  
2 番 中 林 奈美子  
3 番 大 津 邦 彦  
4 番 飯 島 広 美  
5 番 木 原 明 子

出席事務局職員

教育部長	松 原 保	教育次長	須 田 泉
生涯学習部長	神 原 勇 人	生涯学習部参事	齋 藤 拓 也
教育部参事	佐 藤 繁	教育指導課長	窪 島 義 浩
学務保健課長	近 直 昭	学校給食課長	新 井 弘 行
学校施設課長	山 口 秀 俊	総合市民図書館長	市 川 雅 之
文化芸術課長	横 田 隆 一	郷土歴史課長	横 田 淳 一
教育総務課主幹	須 藤 和 久	教育指導課主幹	坪 谷 麻 貴
生涯学習総務課主幹	峯 千 鶴	生涯学習総務課課長補佐	谷 本 博 史
教育総務課指導主事	繁 里 洋 子	教育指導課指導主事	納 富 崇 典
書 記	鈴 木 憲 二 郎		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会5月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2番・中林委員、3番・大津委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番・中林委員、3番・大津委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 次に、教育委員会に対し請願が提出されましたので、請願(1)早朝校舎解放についての請願を議題といたします。書記の説明を求めます。

鈴木書記 請願(1)早朝校舎解放についての請願についてご説明いたします。

請願者の住所は記載のとおりで、金沢晃子氏でございます。請願内容については、記載のとおりです。請願項目のうち休暇中の学童保育の早朝預かりにつきましては、教育委員会の事業及び政策に関する内容でないことから、請願者の同意のもと削除訂正したものです。なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し立てはございませんでしたので、ご報告申し上げます。

平岩教育長 書記の説明が終わりました。次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 本請願は、現在、概ね午前8時以降としております小学校の登校時間について、通勤のため保護者が家を出る時間が早い児童への配慮のため、登校時間を午前7時とするとともに、朝食の持参並びに飲食の許可若しくは朝食の提供を求めているものです。登校時間を早め、朝食の提供をすることは、教育委員会といたしましては、遠距離通勤等で児童より早く家を出なければならないという共働きの保護者のニーズがあることは認識しているところでございます。

しかしながら、学校におきましては、子どもたちが安心・安全に1日の生活を送ることができるように、登校時間を概ね8時と定めております。

また、平成 31 年 3 月 18 日付文部科学省通知「学校における働き方に関する取組の徹底について」におきましても、児童生徒等の登下校時刻や部活動については、教職員の勤務時間を考慮した設定とするよう教職員の適切な勤務時間の設定が求められております。こうしたことから早朝における学校を活用した朝の居場所等につきましては、学校が担うべきではないと考えております。以上で、請願（1）の説明を終わります。

平岩教育長 請願(1)に対する事務局の説明がございました。これから審議に入ります。まず、事務局に対してご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 他市町での実績などがありましたら教えていただきたいと思っております。

佐藤教育部参事 他市町の状況について事務局で把握しておりますのは、現在、大磯町が県のモデル事業といたしまして、「朝の子どもの居場所づくり事業」を実施しております。2015 年から実施しているということの確認が取れております。内容といたしましては、安全管理のための見守りなど、保護者や地域の方々の協力を得ながら実施をしており、事業の運営は社会福祉法人に委託しております。対象者といたしましては、この事業に会員登録をした小学校 1 年生から 6 年生となっております。実施時間といたしましては、朝の 7 時 15 分から 8 時 15 分となっております。場所につきましては、大磯町にある小学校の学童保育施設が対象となっております。内容につきましては、早朝ボランティアの方々が見守りを行う中で、自主学習あるいは交流活動、運動などを行っているところです。なお、同じく県のモデル事業として海老名市も大磯町と同様に行っていた経過がございますが、現在、海老名市の方は事業を取りやめしている状況でございます。

中林委員 確認ですが、人や責任の所在、費用についてなど、きちんと制度運用されている中で運営されているということによろしいですか。

佐藤教育部参事 今のお話のとおりでございます。

飯島委員 先ほど事務局から教員が関われないという状況のお話がありましたけれども、教員が関われない場合に、早朝 7 時程度から校舎の一部開放をするというときに、一部のみを開放して、他は施錠したものにできるような小学校が、現状に存在するのでしょうか。

山口学校施設課長 学校施設についてですが、学校施設の整備の際にはその一部分を開放するとか、機械警備の方を部分的に解除するという前提では整備をしておりませんので、現状のままで申し上げますと、何らかの手を入れない限り、現状のままで使えるような施設はほとんどない状態でございます。実際に、児童クラブですとか、放課後子ども教室で一部転用している学校も既にごございますけれども、そういった学校につきましては、その活用実態に合わせまして、施設の方に運営に合わせた改造をして使っているような

状況がございますので、そういった使い方が生じるとするのであれば、何らかの改造が必要になってくるという状況でございます。

平岩教育長

他にありませんか。

ないようであれば、この請願に対するご意見がありましたらお願いいたします。

中林委員

私の意見をお伝えしたいと思います。まず、請願理由の保護者の出勤時間が児童の登校時間より早い家庭が多くなってきている現状については、とても理解できます。私自身も2人の子どもを学童保育で育てていただきましたが、戸締りや事故については、本当に毎日気がかりだったことを思い出します。言葉は適切ではないかもしれませんが、昭和の時代のようにお隣さんや同級生や知り合いなど、地域のつながりの中で見守り合い、助け合い、育て合っていたことで乗り越えていた部分が、今はなかなかそこを担うことが難しいのではないかと感じています。第一義的には保護者が解決策を考えていかなければならないことだと思いますが、さまざまな検討を重ね、どうしてもということであれば、学校開放も1つの手段かと思えます。その際には誰が鍵を管理し、校舎の開錠・施錠をするのか、不審者対策は誰が対応するのか、誰が清掃などの環境を整備するのか、もし、朝食を提供するのであれば誰がその安全を保証するのか、人件費や諸費用は誰が支払っていくのか。そして何よりも誰が児童の安全確保を担うのか。また、想定できる事故などに対する対策も考えなければなりません。先ほどの大磯町のように、県のモデルとして制度組みがされていけばよいのですが、まずは責任の所在を明確にするべきだと考えますが、今回の請願の内容を拝見すると、そのあたりが明確にはされていないと感じます。

木原委員

学校を使って早朝の開放の見守りを行う場合に、教員の働き方改革ということもありますし、その時間に教員以外が対応する必要があると思われれます。例えば地域の協力者とか早朝の子どもの見守りをするなどの仕組みを地域の中で検討していくことをまず考えていかなければならないのではないかと思います。また、自宅でも親が子どもに鍵の工夫ですとか、鍵のかけ方、鍵を忘れないようにといったことを練習し合うとか、親が子どもに定期的な連絡を入れるようなことなど、家庭でできることをまずしていくことが望まれるのではないかと思います。また、できるだけ朝食を家で摂って出かけるようにということも可能な限り考えなければなりません。また、親の出勤時間の問題など、なかなか難しいことがあると思われれますが、そういった職場での協力等も解決のためには考えていかなければならないのではないかと思います。

大津委員

本請願については、核家族であるとか、少子化によって家庭の枠組みが



きましては、請願書の記載のとおりでございます。なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申立てはございませんので、ご報告申し上げます。

平岩教育長 書記の説明が終わりました。次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 本請願につきましては、不登校児に対して学校の様子や授業内容などをリアルタイム又は録画した動画として配信するため、教室にWEBカメラの設置を求めているものです。教育委員会といたしましては、教室内にWEBカメラを設置し、その内容をWEB上に配信することにつきましては、本人や保護者や撮影に対する許諾を得る必要も生じることや、児童生徒の顔や発した声などの情報が不特定多数に流出してしまうおそれがあることなど、個人情報保護の観点から実施することはできないものと考えております。なお、学校に行けないことによる学習の遅れなど、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、こうした子どもたちに対する効果的な学習支援の方策につきましては、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上で、請願(2)の説明を終わります。

平岩教育長 請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。まず、事務局に対してのご質問がありましたらお願いいたします。

飯島委員 子どもたちの写真を「学校だより」等に載せる場合、いろいろな配慮があらうかと思えます。それからホームページ上で公開する、それを不特定多数の人が見る場合にはさらに厳しい制約があらうかと思えますが、そのことについてお話を伺いたいと思えます。

坪谷教育指導課主幹 学校だよりやホームページの中で、児童生徒の写真等を掲載する場合につきましては、年度当初に一括して各家庭から、そのようなことを公開をしても良いかという承諾を得るとか、場合によってはその都度学校だよりを発行するとき、必要に応じて本人・保護者に承諾を得ることをしています。その上で余り顔が特定できないような画像を選んで掲出するなどの配慮を行っております。

中林委員 他市町で実績等がありましたら教えてください。

坪谷教育指導課主幹 こちらで知り得た中での主だった都市等の実績は確認できませんでした。強いて言えば、実施の背景というのは異なるのですが、文部科学省の「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」という委託事業があります。これを県が受託しまして、県立横浜南養護学校において、セキュリティ対策等をきちんと施した上でICT機器等を活用した教育支援として、入院児童生徒が病棟にいながら教育を受けられるカメラを使って、WEB

会議システムで教室とつなぐというような実験的な導入の実績はございます。

中林委員            そのやり取りは専用回線を使用しているということですか。つまり画像流出のリスクがあるかどうかという質問です。

坪谷教育指導課主幹   専用回線に限らず、インターネットを使用しているということです。ただ、大前提としてセキュリティ対策がしっかりとされているということが、この事業では絶対必要であるということを聞いております。

平岩教育長           他に事務局に対する質問はありませんか。  
ないようであれば、請願に対するご意見がありましたらお願いいたします。

木原委員            今、事務局からの説明がありましたけれども、子どもの個人情報の保護、肖像権の保護という関連から言いますと、WEB カメラを設置するとなると、すべての子どもと親の承諾が必要になると思います。それは難しいのではないかと考えます。個人情報・肖像権はやはり守られるべきですので、万一のことを考えると、現実には難しいのではないかと考えます。

中林委員            まず保護者にとりまして、授業参観や懇談会というのは、学校に足を運ぶ大変貴重な機会だと私は思っています。ぜひ、その場の空気を感じて、先生の顔を見ながら保護者同士の会話をさせていただきたいと思っています。そのときにまた PTA としてもつながりなどもつくっていただければいいのではないかと思います。

それから撮影についてですが、当然、児童にも伝わることになりますので、児童が不信感を持つことについては教育的にもよろしくないと思いますし、私が保護者の立場でしたら違和感を持つと思います。もちろん肖像権の問題も確保しなければならないので、撮影したものをそのまま配信することはできないと思っています。そのための画像処理や画像の確認については、誰が行っていくのか等も問題になってくるかと思います。膨大な時間を要すると思いますので、先ほどの画像の流出の問題も含めて現実的にはかなり難しいのではないかと考えています。

大津委員            WEB カメラの設置については、請願書の中に「授業の遅れを取り戻す」というようなことも記載されているけれども、果たしてそれがツールになるかという疑問を私は持っています。もう1つは不登校対策につながっていくのかというところもちょっと見えにくいところがあるということ。もし、仮に勉強をしたいということであれば、WEB 配信でなくても他の方法があるのではないかとということです。

もう1つは児童生徒の監視につながるのではないかと危惧をしています。このことで学校の空気感であるとか、そういったものが損なわれてし



まうのではないかということでの心配な面はあります。それと今まで出ていましたように、プライバシーの保護がとても難しい問題だと思っていることと、第三者に知れわたるリスクも高まってしまうということで、仮に犯罪などに利用されるおそれもあるという可能性があるので、その辺も大変心配されるところです。それから実際の運営とか運用とか設備の面で膨大なお金とか人の手数が必要になるのではないかということを考えています。

飯島委員

皆さんが言われたことと重複すると思いますけれども、請願者が言っているメリットよりもデメリットの方が多いと私は考えています。1つは子どもの活動が丸見えになってしまうこと、それが果たしていいことだろうかというのが1点。それから不特定多数の人が見ることができるような状況であれば、犯罪がここから起こっていくとか、そういうことの懸念もあるのではないかと。それから我が子を映してほしくないという保護者がいると思われること、それからDV等で住民票を移さない等で学校に在籍する児童生徒がいます。そういう子への配慮ということが、この状況ではできないこと、こういうことを考えると現状難しいということです。

それから大津委員がおっしゃったように、不登校対策については、これを使わないでも別な形での対応は十分可能だと思いますので、現状、難しいという認識です。

平岩教育長

他にありませんか。

ないようですので、採決に移ります。

採択することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手0)

挙手なし。よって、請願(2)WEBカメラ設置についての請願は不採択といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長

議事に入ります前に、議案第2号市議会定例会提出議案(藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部改正)に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、また、議案第3号藤沢市図書館に関する規則の一部改正について、及び議案第4号藤沢市民ギャラリー条例施行規則の一部改正については、議案第2号に付随する規則改正の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

ご異議がないようですので、議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

続きまして、議案第5号第3期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第5号第3期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、第3期藤沢市教育振興基本計画の策定を円滑に進めるため、基本構想の策定方針を定める必要によるものです。

本市の現計画の基本構想は、基本理念と3つの目標、8つの基本方針により構成されております。新たな計画を策定するに当たり、この基本理念と3つの目標につきましては、藤沢市の教育施策の推進に当たっての基本となるものであり、第1期計画から継承していることや、「ふじさわ教育大綱」、「学校教育ふじさわビジョン」、「生涯学習ふじさわプラン」など関連する計画等との整合性が図られていることから、引き続き継承してまいりたいと考えております。なお、8つの基本方針につきましては、現計画での各事業における課題の整理や社会状況の変化による新たな課題への対応を踏まえ、見直しを行い、新たな計画に反映してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第5号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第5号第3期藤沢市教育振興基本計画基本構想の策定方針については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

平岩教育長 次に、議案第6号第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第6号第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命する必要によるものです。

1 委嘱又は任命する者につきましては、第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第3条第1項の規定により、9人以内となっていることから、9人の委員を挙げております。選出区分につきましては、同要綱第3条第2項の規定により、藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員及

び学校関係者としていることから、学識経験者、地域関係者、保護者、学校関係者の計 9 名で構成しております。

2 任期につきましては、同要綱第 4 条の規定により、委嘱の日から計画策定の日までとしております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 6 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、議案第 6 号第 3 期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長

次に、議案第 7 号第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事

それでは、議案第 7 号第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)をご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、第 3 期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、諮問する必要によるものです。

それでは、諮問文を読み説明に代えさせていただきます。(諮問文参照)

×××

第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について (諮問)

「教育基本法第 17 条第 2 項に基づき策定された、第 2 期藤沢市教育振興基本計画が今年度末に終了することから、これからの教育施策の方向性を見据え、今後 5 年間における第 3 期藤沢市教育振興基本計画を新たに策定いたします。

策定にあたり、第 3 期藤沢市教育振興基本計画基本構想については、基本理念及び 3 つの目標については継承し、基本方針については見直すことといたしました。

つきましては、国の「第 3 期教育振興基本計画」、県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、本市の「ふじさわ教育大綱」、「藤沢市市政運営の総合指針 2020」、「学校教育ふじさわビジョン」及び「生涯学習ふじさわプラン」等との整合性を図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えますので、貴委員会において協議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。」

×××

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第7号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第7号第3期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)は、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 次に、議案第8号令和2年度使用藤沢市教科用図書の採択方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長 それでは、議案第8号令和2年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について、説明いたします。(議案書参照)

提案理由 この議案を提出したのは、令和2年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

採択方針(案)ですが、藤沢市教育委員会は、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定める旨を述べています。

1 基本的な考え方は3点で、(1)国、県、市の資料等を踏まえて採択する。今年度は、文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成32年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成32年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成32年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会(以下「審議委員会」という。)の「答申」等を踏まえて採択する。なお、中学校「特別の教科 道徳」については、平成30年度採択と同一のものを採択する。また、令和2年度使用中学校教科用図書の選定に係る調査研究資料は、平成27年度採択における神奈川県や藤沢市の調査研究資料等を活用する。

(2)公正かつ適正を期し採択する。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3)学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。なお、(1)に記載のある神奈川県教育委員会の各調査研究の観点につきましては、改元前の平成31年4月24日付県教育長からの通知によるため、平成32年度の表記になっております。

2 採択する教科用図書です。教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(1) 小学校用教科用図書は、「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。学習指導要領の改訂に伴い、全種目の採択替えを行う年となっております。

(2) 中学校用教科用図書は、「特別の教科 道徳」以外の教科用図書について、「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。しかし、学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から使用する中学校の教科書については、新たに検定を経た教科書がございませんでした。従いまして、平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。教科書の内容については、平成26年度検定合格図書の時点から現在のものと基本的に変わりはございません。そのため文部科学省から調査研究資料については、4年間の使用の実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることとしており、神奈川県教育委員会からは中学校用教科用図書調査研究の結果(平成28,29,30、31年度用)をもって充てることが示されました。このことを受け、中学校教科用図書につきましては、平成27年度に神奈川県や藤沢市が策定した中学校用教科書の調査研究資料を参考に採択します。なお、「特別の教科 道徳」につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条に基づき、平成30年度採択と同一のものを採択します。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条 図書」のうちから採択する。学校教育法附則第9条には特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があり、一般の図書を教科用図書として使用することができるということになっています。

3 採択までの経過 教科用図書の採択までの経過を記載しています。

(1) 5月から6月にかけて小学校長による調査研究を行います。

(2) 6月には審議委員会委員の委嘱又は任命及び調査員の任命と教科書見本の展示を行います。

(3) 6月から7月にかけて、教育長は、審議の内容を答申するよう諮問します。なお、中学校教科用図書の審議には平成27年度採択における県や市の調査研究資料等を活用します。

(4) 7月に教育長は審議の内容の答申を受けます。公開の教育委員会会議において採択を行います。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第8号につきまして、ご意見・ご質

問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長        それでは、議案第 8 号令和 2 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長        次に、議案第 9 号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長        それでは、議案第 9 号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が 2019 年 5 月 31 日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第 2 条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要があるものです。1 の委嘱等する者について、審議委員会委員については、採択審議委員会規則第 2 条の規定により 16 名以内となっております。今回、提案させていただいた委員に関しては 16 名の委員を挙げております。選出区分については市立小学校長から 7 名、中学校長から 1 名、特別支援学校長から 1 名、小学校教育研究会から 3 名、中学校教育研究会から 1 名、保護者から 3 名の計 16 名でございます。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長        事務局の説明が終わりました。議案第 9 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長        それでは、議案第 9 号藤沢市教科用図書採択し難儀委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長        次に、議案第 10 号令和 2 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)、上程いたします。事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長        議案第 10 号令和 2 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)をご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第 5 条の規定に基づき、諮問する必要によるものです。

それでは、諮問文を読み上げて説明に替えさせていただきます。

×××

令和 2 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)

藤沢市教育委員会は 2019 年（令和元年）5 月 15 日の教育委員会会議において「令和 2 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「令和 2 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成 32 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。」

××

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 10 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

平岩教育長 それでは、議案第 10 号令和 2 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）は、原案のとおり決定いたします。

÷÷

平岩教育長 それでは、その他に入ります。

（1）平成 30 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、事務局の説明を求めます。

窪島教育指導課長 それでは、平成 31 年 1 月から 2 月にかけて実施いたしました「平成 30 年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、ご報告いたします。（資料参照）

1 調査の概要について、（1）調査目的は、本調査を実施することにより、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶につなげるために実施をしたものです。（2）調査主体、（3）実施主体は記載のとおりです。

（4）調査内容は、ア 教職員向け調査とイ 児童生徒及び保護者向け調査の 2 種類を行いました。調査期間、調査対象、調査方法につきましては、記載のとおりです。参考に、児童生徒及び保護者向け調査用紙を 33 ページに添付しておりますので、後ほどご覧ください。

（5）回答数ですが、参考に平成 29 年度の回答数を併記してございます。ア 教職員向け調査については、自己申告によるもので、小学校 1 件、

中学校 0 件、特別支援学校 0 件の合計 1 件が報告されました。イ 児童生徒及び保護者向け調査については、学校を通してすべての児童生徒に回答用紙等を配布し、該当がある場合のみ体罰があった日時や対応等を具体的に記載し、郵送で教育指導課へ提出してもらいました。小学校 4 通、中学校 27 通、特別支援学校 1 通、合計 52 通の回答がありました。

(6) 平成 30 年度児童生徒及び保護者向け調査における回答の種類及び再調査を依頼した数です。小学校については、回答のあった 24 通のうち「体罰を受けた、見た」と記載されていたものが 24 通ありましたので、学校長に再調査を依頼しました。中学校については、回答のあった 27 通のうち「体罰を受けた、見た」と記載されていたものが 8 通ありましたので、これも学校長に再調査を依頼しました。特別支援学校については、回答が 1 通ありましたが、再調査には該当しませんでした。

(7) 再調査の依頼から除外した案件としては、アの文部科学省の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないもの、イの体罰の事実が特定できないもの、ウの調査期間外のものです。なお、文部科学省の体罰の定義につきましては、36 ページに資料として添付しておりますので、後ほどご確認ください。

(8) 再調査方法ですが、記載内容に基づき、校長が該当教諭等に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、連絡先の記載がある保護者に対しては、市教育委員会より聞き取りを行いました。

2 再調査結果については、(1) 教職員向け調査の結果に関しては、県教育委員会に報告する事案はございませんでしたが、不適切な指導として校長を指導したケースが 1 件ございました。

(2) 児童生徒及び保護者向け調査後の対応に関しては、県教育委員会に報告する体罰事案はございませんでしたが、不適切な指導が小学校 7 件、中学校 6 件ございました。不適切な指導とは、体罰につながる可能性がある指導で、威圧的な態度による指導や暴言等でございます。また、不適切な指導につながる可能性のある事案が小学校 4 件、中学校 1 件ございました。これは強い口調での指導等でございます。

3 再調査を受けての対応としては、「不適切な指導」「不適切な指導につながる可能性のある事案」を行った 18 人の教職員に対しては、校長による指導を行っております。また、この中で小学校と中学校の教諭 1 名ずつに対しては、市教育委員会による指導を行いました。

4 考察として、体罰には当たらないまでも、不適切な指導に当たる件数が前年度より増加したことは課題でございます。不適切な指導の中には体罰につながる可能性のあるものも見られることから、自分自身の指導に



ついて自覚できるような各種研修会や担当者会、職員会議等を通して体罰防止に向けた意識づけを行い、校内においても指導や注意を行っていくような環境づくりが必要であると考えております。

5 平成31年度における取組では、「体罰や不適切な指導」は絶対あってはならないという認識を定着させるため、教職員の人権意識の向上や体罰によらない指導について講話を実施するなど、記載にあります6項目に取り組み、児童生徒が安心して生活できる学校づくりに努めてまいります。以上で、平成30年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果についての報告を終わります。

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 「考察」のところに「自分自身の指導について自覚できるような各種研修会や担当者会、職員会議等」とありますが、定期的に行われている研修会はあるのでしょうか。年に何回とか回数でも結構ですし、年次ごとでもいいので、そのあたりを教えていただけますか。

納富教育指導課指導主事 各種研修会ということですが、教員は経験者研修というもの1年次、5年次等、年次研修については、回数が年次によって異なるところではありますが、その都度、この辺の指導について触れるようにしているということが1つあります。それから担当者会としましては、中学校の生徒指導担当者会、小学校の児童支援担当教諭協議会の中でも取り上げて適切な指導について伝えるということをしております。

中林委員 子どもたちと先生の関係はもちろんですけれども、保護者と先生方との関係づくりも大事なことだと思っています。研修等で取り上げていただくのももちろん大事ですが、日ごろの人間関係形成が一番の解決策になっていくのではないかと、私は思います。日ごろの対話ですとか、懇談会での対話、日々の授業の様子とか、子どもたちが受ける先生の言葉、そういう部分も保護者にもつながっていきます。保護者とのお話の仕方がというのが研修の中に入るかどうかわかりませんが、そのあたりを職員会議やスタッフミーティングといったところで、常に意識を置き、人間関係をつくるような話し方で、保護者との人間関係もつくっていただければと思っています。そこで信頼関係が生まれれば、言葉ひとつとっても受け止め方が変わってくると思います。言われた側の気持ちも考えていただけるような先生になっていただけるよう、日々研鑽をしていただけたらと思います。これは意見です。

飯島委員 各学校で職員会議があります。その中で不祥事防止とかの会議を行っていると思うのですが、学校レベルでも実際に行っているという中で、体罰

に関わる事例集的なものが県や文部科学省から出ていると思うけれども、「不適切な指導」に関わる事例集とか「不適切な指導につながる可能性のある事案の事例集」があるのか、把握できている範囲でお答えいただければと思います。

納富教育指導課指導主事 神奈川県が「体罰防止ガイドライン」というものを出しております。そこには具体的な事例等も書いてあります。不適切な指導がどのようなものであるかということ、または体罰の定義、この辺が事例とともに学べるような冊子がありますので、それらを基に研修等で活用することになっております。

飯島委員 具体的な事例等があることが再発防止、事故防止につながっていくと考えておりますので、そういう事例集等を積極的に会議等に出して、学校等の指導に活かしていただければありがたいと思います。

納富教育指導課指導主事 補足ですが、藤沢市でも「児童生徒指導の手引き」というものを作成しております。これも新採用教員に配るということをして、各種研修のところで活用することになっております。

窪島教育指導課長 さらに補足になりますが、それぞれの体罰事案に対しての具体的な事例集というものにつきましても、市教委の方でまとめて校長会等でご覧いただきまして、それを活かしていただくようなこともやっておりますので、我々としても体罰については断固として反対する、そして体罰のない学校にしていきたいと考えております。

飯島委員 業務が多岐にわたる中で、丁寧な体罰事例の事案集をつくったりして、大変評価できることだと思っています。我々もそういうお話を聞いて大変安心いたしました。

大津委員 私が勤務する事業所でも「虐待」というのは、職員の研修の必須項目になっていまして、毎年必ず検討をするようにしているのですが、その中でちょっと取り上げておきたいといえますか、うちの事務所の中でも非常に言いにくい虐待というのがありまして、やっているという意味ではないのですが、職員が気づかずに虐待行為をしてしまうという行為です。それは何かといいますと、精神的虐待であるとか、心理的虐待と言われているのですが、言葉遣いであるとか、先生の態度が児童生徒から見て虐待に結びつくということもあるというふうに聞いています。したがって、殴る、蹴るといった暴力行為は当然虐待になるけれども、心理的虐待というのが結構見逃されやすいといえますか、そういう状況にありますので、それを含めて研修で取り組んでいただけたらいいかなと思っています。これは意見です。

平岩教育長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日、予定しておりました公開による審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

平岩教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月12日(水)午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、次回の定例会は6月12日(水)午後5時から、傍聴者の定員20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催いたします。

以上をもちまして、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時08分 閉会